平成２４年（フ）第３２８号
さいたま市中央区大字下落合1065番地９　オクトス201号、旧住所山形県上山市朝日台１丁目５番31号
債務者　岸　　知行
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
埼玉県川口市東川口１―17―18　アルファコート東川口604号室、住民票上の住所埼玉県行田市大字南河原931番地１
債務者　富沢悠起子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
さいたま市緑区太田窪１丁目９番12号
債務者　久保　　慧
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
さいたま市桜区栄和５丁目17番１号　北町ハイツ202
債務者　高橋　秀之
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
埼玉県蓮田市大字黒浜2033番地１　サンピュアーＡ―203号
債務者　長澤　好弘
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
埼玉県蓮田市大字笹山550番地３　レーベンツォーネ102号
債務者　前間　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
埼玉県鴻巣市氷川町49番地３　102号室エルディム福田
債務者　長濱　千江
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４９３号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―36―105
債務者　吉田　　隆
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷８丁目３番６号
債務者　福田　直哉
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２２号
さいたま市中央区鈴谷３丁目３番22号　ウインザーヒル102号
債務者　柳沼　京子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６４号
さいたま市桜区栄和４丁目３番２号
債務者　高松　悦樹
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０２号
さいたま市桜区大字白鍬212番地　ヴァンベール白鍬壱番館205号
債務者　田代　和寛
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
埼玉県熊谷市別府５丁目34番地　Ａ
債務者　田嶋　一樹
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５７号
松江市雑賀町735番地２　錦織ビル２―Ｇ号
債務者　藤井　英俊
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
岩手県奥州市水沢区字堰合59番地１
債務者　佐藤　久恵
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第３５１号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―３―504
債務者　伊丹酉枝江
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
埼玉県北本市本町１丁目90番地１　ニューエルディム伊藤Ｂ―104
債務者　今泉　隆雄
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係